

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	鈴 木 太 郎
同	藤 崎 浩太郎

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 8 年 4 月 21 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

1 財産の管理を怠る事実について

本件請求において、請求人は、「資源循環局旧港南工場（横浜市港南区港南台八丁目地内）について、宅地造成等規制法」「および建築基準法」「に適合しない疑いのある状態で建設され、その後約 50 年間にわたり市有財産として使用されてきた」ため「「財産の管理を怠る事実」に該当する」と述べています。

このことから請求人は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「宅造法」といいます。）及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく検査済証が交付されていない状態で市有財産として使用されてきたことが、財産の管理を怠る事実には該当すると主張していると解されます。

住民監査請求が対象とする財産の管理について、判例では、「財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為」であるか否かによるとしており（最高裁判所平成 2 年 4 月 12 日判決）、また、「住民訴訟の対象となり得るのは、そのうちの財務会計上の事務処理のみに限られるのであつて、それ

（裏面あり）

以外の一般行政上の事務処理については（中略）対象とすることはできない」とされています（東京地方裁判所昭和55年10月9日判決）。

そこで、本件において請求人の主張の根拠である宅造法及び建築基準法の趣旨を確認すると、宅造法第1条には「この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。」とあります。また、建築基準法第1条には「この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。」とあります。これらの趣旨からすると、宅造法及び建築基準法に定められる検査とは、直接的に財産的価値の維持・保全等を目的とする財産の管理のためのものではなく、行政目的の実現の上で支障のない状態に維持する行政上の管理のためのものであると解されます。

したがって、請求人の主張は、いずれも財産的価値の維持・保全を目的とする財産的管理に関するものとは認められず、住民監査請求の対象となる財産の管理を怠る事実を摘示したものと解することはできません。

2 公金の支出について

請求人は、「南部病院移転工事に伴い旧港南工場の解体が今後予定されているが、違法状態の疑いがある建築物の解体に市予算（公金）を支出することは、「違法又は不当な財務会計上の行為」に該当するおそれがある」と述べています。

当該支出は現時点で行われているものではありませんが、南部病院の移転については市のホームページ等でも公開されていることから、実施の可能性が高いと考えられます。

また、請求人は、旧港南工場が「検査済証が存在しないまま約50年間使用され」、宅造法及び建築基準法の手続が破綻していると主張し、「違法状態の疑いがある建築物の解体に市予算（公金）を支出することは、「違法又は不当な財務会計上の行為」に該当する」と述べています。

しかし、判例では、「検査済証を取得していない建築物であっても、そのことから直ちに違法建築物であるといえるわけではない」としています（東京地裁平成28年3月18日判決）。

したがって、請求人が主張するように、宅地造成又は建築物の検査確認の手続に瑕疵がある状態であったとしても、そのことが直ちに建築物の解体に係る公金の支出を違法又は不当なものであるとする根拠とは認められません。

なお、市ホームページによれば、そもそも旧港南工場の解体は、南部病院の再整備事業として新病院建設のために予定されているものであり、検査済証を取得していないことに起因するものと解することはできません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。